

一般社団法人沖縄県芸能関連協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この協議会は、「一般社団法人沖縄県芸能関連協議会」(以下「協議会」という。)

(事務所)

第 2 条 この協議会は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

2 この協議会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 3 条 この協議会は、沖縄の芸能・芸術関係者の多様な芸能文化の交流と協力・提携を図ることで、社会的、経済的な地位の向上をめざし、著作権・著作隣接権等の諸権利の業務処理と拡充及び公正なルールの確立そして相互扶助と福祉厚生事業等を実現することで、沖縄の芸能芸術文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 沖縄の芸能・芸術文化の保護、開発
- (2) 沖縄の芸能・芸術関係者間における交流と協力・提携の促進
- (3) 沖縄の芸能・芸術文化に関する知識の普及、広報及び宣伝
- (4) 沖縄の芸能・芸術関係者の著作権・著作隣接等の諸権利の業務処理及び拡充と公正なルールの確立
- (5) 沖縄の芸能・芸術文化に関する調査・研究
- (6) 沖縄の芸能・芸術関係者の相互扶助及び福祉厚生 of 改善
- (7) 沖縄の芸能・芸術に関連する諸団体との連絡、協力及び調整
- (8) 沖縄の芸能・芸術に関する国際交流
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(機関)

第 5 条 この協議会の機関として、社員総会(以下、「総会」という。)及び理事会並びに理事及び監事を置く。

第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 この協議会の会員は、次の 3 種をもって構成し、団体会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定する社員とする。

(1) 団体会員

この協議会の目的に賛同し、積極的に活動を推進する団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) 個人会員

この協議会の目的に賛同し、積極的に活動を推進する個人で、総会における議決権を有しないもの。

(3) 支援会員（法人支援会員・個人支援会員）

この協議会の目的に賛同し、積極的に活動を支援、協力する団体及び個人で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第 7 条 沖縄県の芸能・芸術文化関連団体（個人）等が会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって申込み者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、納入後は、いかなる場合も返却しない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することがで

きる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 総 会

(種別)

第 13 条 この協議会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 14 条 総会は、団体会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、団体会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 16 条 通常総会は、毎事業年度終了後の 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 団体会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した団体会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、議決権の過半数（委任含む）を有する団体会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 総会における議決事項は、第17条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した団体会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した団体会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の代理・書面決議)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない団体会員は、他の団体会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合、当該団体会員は、総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、団体会員は、議決権行使の書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合における第19条（定足数）及び第20条（決議）の規定については、その団体会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 団体会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 4 章 役員及び職員

（種別及び定数）

第 23 条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 40 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、名誉会長 1 人と、会長 1 名、副会長を若干名、常任理事を若干名置くことができる。また定数は、理事会で決定することができる。
- 3 前項の会長をもってこの協議会の法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を法人法第 91 条 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

- 第 24 条 理事のうち 3 分の 2 は、総会において団体会員を代表する者のうちから選任し、3 分の 1 は、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 2 名誉会長、会長及び副会長は、理事のうちから、理事会において理事の過半数をもって選出する。
- 3 常任理事は、理事の互選とし、筆頭常務理事及び専務理事、事務局長と同次長（若干名）を選任する。
- 4 監事は、総会で選任し、理事又はこの協議会の職員を兼ねることができない。

（職務）

- 第 25 条 会長は、この協議会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この協議会の業務を執行する。又、常務理事会を開催し、理事会の決定にもとづく、業務の一部を執行することができる。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この協議会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前号についての報告を、総会で行うこと。
- (4) 理事の業務執行の状況又はこの協議会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 26 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 27 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第 28 条 この協議会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は常務理事会が任免する。

3 事務局の組織及び運営（会計を含む）に関する必要な事項は、理事会の議決を経て専務理事が別に定める。

第 5 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 29 条 この協議会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び参与の活動については、理事会の議決を経て、運営規定を会長がこれを定め

る。

4 顧問及び参与の任期は、2年とする。再任を妨げないものとする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(定足数)

第31条 理事会は、理事総数の過半数（委任含む）の出席がなければ開会することはできない。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（委任或いは書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

①議事の経過の概要及び議決の結果

②議事録署名人の選任に関する事項

(4) 議事録には、議長及び出席した理事及び監事が署名、押印しなければならない。

第 7 章 常務理事会

(構成)

第 38 条 常務理事会は、会長又は副会長及び常任理事によって構成される。

2 定時常務理事会は、会長が主宰して必要に応じて開催する。

3 理事会があらかじめ承認もしくは附託した事項については、常務理事会において議決することができる。

4 常務理事会は第 1 項に定める理事総数の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席理事数の過半数をもって決する。

5 常務理事会への代理人出席は、あらかじめ届け出られた代理担当者を除いて、一切これを認めない。

6 常務理事は、書面による議決権の行使、ならびに代理担当者もしくは他の常務理事に議決権を委任することが出来る。

7 常務理事会が必要と認めた場合には、団体会員、個人・支援会員その他の者でも、オ

ブザーバーとして常務理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 臨時の会費（やむをえない必要が生じた場合、予算をたてて総会で決定する）
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この協議会の財政規程については、別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(事業年度)

第 43 条 この協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この協議会が定款を変更しようとするときは、団体会員の過半数が出席する総会において、出席した団体会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この協議会の解散は、理事現在数及び団体会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の多数による議決を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この協議会の公告は、この協議会の掲示場に掲載する方法とする。

(以下_略 2020_7_1)